

マイナ保険証導入に伴う、健康保険証発行などの取り扱いについて

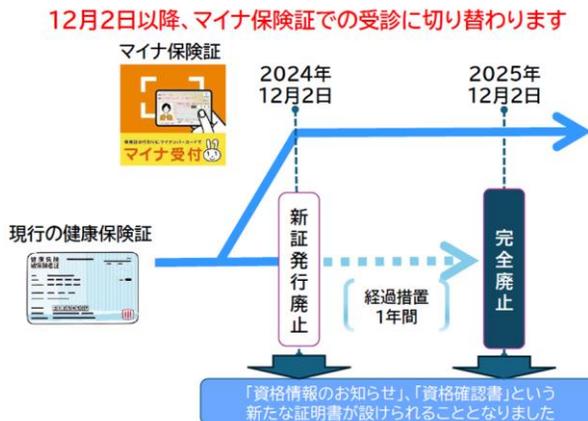
マイナ保険証導入に伴い、2024年12月2日より健康保険証の取り扱いが変更となります。以下に、パナソニック健康保険組合の取り扱いもふくめ、注意点を記載しましたのでご確認ください。

1. 切替スケジュール

現在の健康保険証は2024年12月2日以降、新規発行はされず（氏名変更・扶養家族含む）、2025年12月2日で、完全廃止となります（2025年12月1日まで使用可能）。

12月2日以降は、マイナ保険証が原則となりますのでご注意ください。

新たに、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」という証明書が創設。これらの書類については以下で説明いたします。



2. マイナ保険証ほか証明書類等について

2024年12月以降に、健康保険関連で職権又は申請により交付されるものは以下の通りです。

	形状	取得方法	使用目的	使用方法
1	マイナ保険証 マイナンバーカード 	マイナンバーカード取得後、マイナ保険証利用登録を行うことで利用可能	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
2	資格確認書 A4紙 	・健保組合が職権で発行 ・本人の申請により発行	マイナンバーカードの紛失した人やマイナンバーカードを持っていない人が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
3	資格情報のお知らせ A4紙またはPDF 	・資格取得時に送付（申請不要）（マイナポータルの情報も流用可） ・既加入者には郵送またはMY HEALTH WEBで提供済	カードリーダーが使えない場合や未対応の医療機関で受診するとき ※単独の使用は不可	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 （資格情報のお知らせのみでは受診不可）
4	発行済みの健康保険証 現行の保険証 	2024年12月2日まで健保組合で発行	2025年12月1日まで従来通り利用可能	医療機関に提示 ※従来からあるもの

参考：マイナ保険証のメリットの代表例

より良い医療を受けることが可能！

医療機関を受診した際に、お薬の情報や健診結果の提供に同意すると、医師等からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます

窓口で限度額以上の支払いが不要に！

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを保険証等として使うことで、ご自身で高額な医療費を一時的に自己負担したり、限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなります

マイナ保険証導入に伴う、健康保険証発行などの取り扱いについて

3. マイナンバーの提出が遅れると、健康保険証の使用できる時期も大幅に遅くなります

注意

マイナ保険証だけでなく、資格確認書の発行も、マイナンバーの提出が遅れると使用できる時期が大幅に遅くなります。保険証がマイナ保険証でない場合も、入社前の手続き段階で、速やかにマイナンバーをご提出ください。

資格確認書の発行は、健保組合が職権により発行する場合と被保険者本人が申請し発行する場合の2種類があり、発行に要する期間はそれぞれ異なります。

- ◆ 職権による発行 : 届出後 **2カ月程度** 経過後、発行
- ◆ 申請による発行 : 申請後 **3週間程度** 経過後、発行

※資格確認書は、マイナンバーカードの利用状況をマイナンバー等で確認して職権発行します。このため、マイナンバーの提出がされていない場合、上記より更に交付が遅れることが想定されます。

なお、資格確認書は、以下の理由に限り申請することが可能です。

1. マイナンバーカードの紛失
 2. マイナンバーカードの更新手続き中
 3. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ
 4. 健康保険証の利用登録をしていない
 5. マイナンバーカードを作っていない
 6. マイナンバーカードを返納した
 7. マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要のため
- ※有効期限について：1,2は2か月、それ以外は令和11年11月30日まで

上記の事由に該当し、申請を希望される方は、下記URLより「資格確認書交付申請書」の送付を申し出ください。

URL: https://group.tempstaff.co.jp/wcform/pub/pbxos2os4_ex/222310284023n28t

※こちらの申請書送付受付は**被保険者本人のみ**となります。

▶QRコードからも申請できます 申請書送付受付



<重要>

ご家族の方が健康保険を利用するためには、パナソニック健康保険組合の審査・認定が必要です

▼扶養申請をご希望の方はこちらから

URL: https://group.tempstaff.co.jp/wcform/pub/pbxos2os4_ex/176180284056m23w?fsi=ZiHGigEW

▶QRコードからも申請できます 扶養申請受付



4. マイナ保険証の連携は、「資格情報のお知らせ」または、マイナポータルで確認できます

マイナ保険証を使用するには、パナソニック健保の加入情報が連携済となっている必要があります。資格情報はマイナポータルでも確認できます。確認方法は以下よりご確認ください。

<マイナポータル：健康保険証情報を確認する>

URL: <https://img.myna.go.jp/manual/03-01/0169.html>

▶QRコードからも確認できます



健康保険証

マイナンバーカード利用 登録済

※「登録済」の場合、マイナ保険証が利用できます

資格情報 令和6年3月8日時点

① この情報は画面下部から保存できます。

資格取得年月日

※資格取得年月日以降、健康保険の利用が可能です

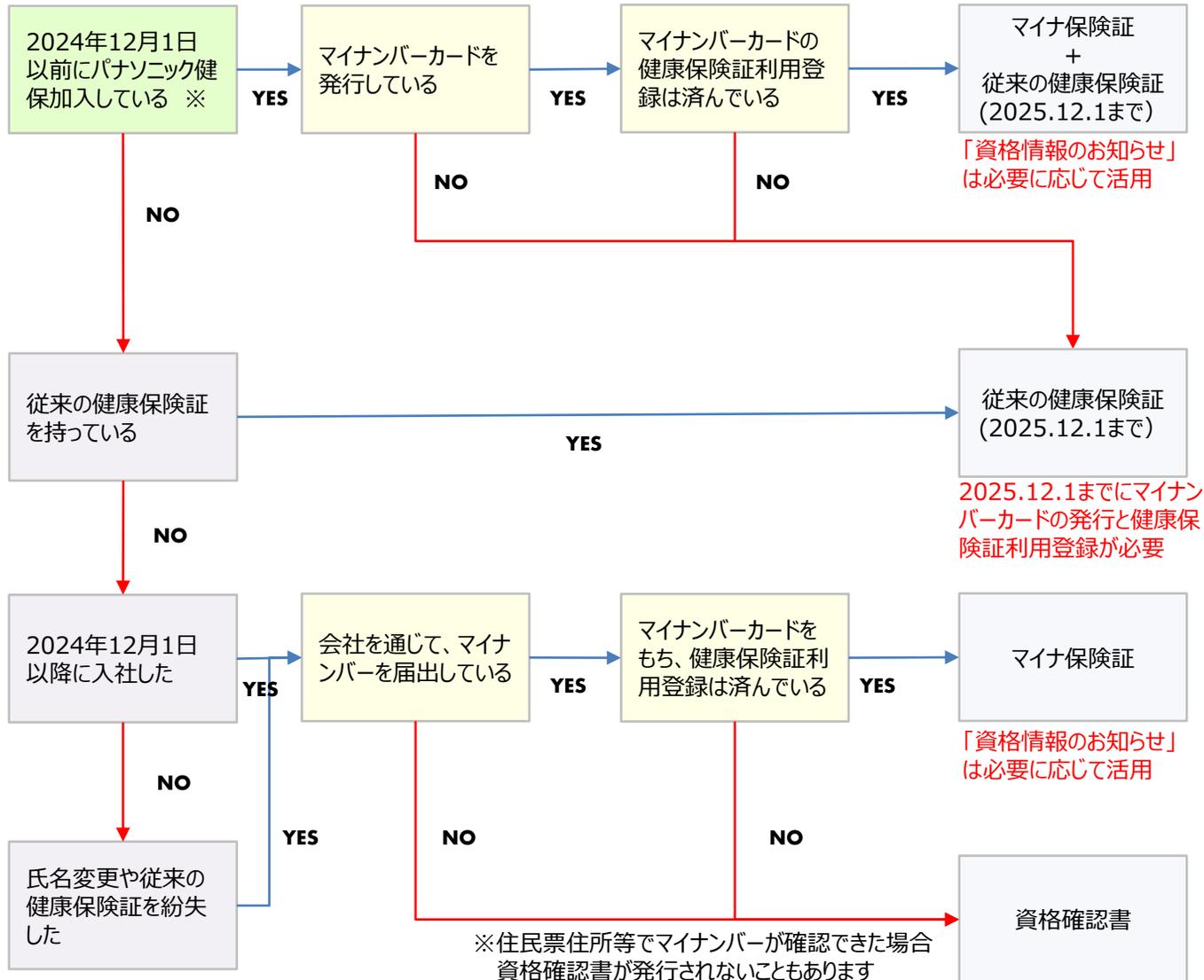
保険者名

※保険者名がパナソニック健康保険組合であることをご確認ください

マイナ保険証導入に伴う、健康保険証発行などの取り扱いについて

参考：フローチャート

※ 厳密には、2024/12/1までの資格取得者で、2024/12/1までにパナ健届出が済んだ人が対象となります



マイナ保険証導入に伴う、健康保険証発行などの取り扱いについて

よくある質問

Q1 今、持っている健康保険証はいつまで使えますか？

A1 当社で社会保険加入している限り、2025年12月1日までは使用できます。

Q2 今、持っている健康保険証を紛失したが再発行はできますか？

A2 現在の健康保険証は2024年12月2日以降、新規発行はされません。紛失や氏名変更の際も再発行はされずマイナ保険証をご利用いただくことになります。

Q3 マイナ保険証とは何ですか、医療機関を受診するにはどうしたらいいでしょうか？

A3 こちらに案内を掲載しておりますのでご確認ください。

[URL:https://www.tempstaff.co.jp/staff/login_topics/login_news.asp?p=2024&f=20241127_01](https://www.tempstaff.co.jp/staff/login_topics/login_news.asp?p=2024&f=20241127_01)

※MYページへのログインが必要です

Q4 会社にマイナンバーを提出していれば、マイナ保険証の利用ができますか？

A4 社会保険に加入してから1週間程度でマイナンバーカードに健康保険の資格情報が連携されます。
※マイナ保険証としての利用登録については、マイナポータルや医療機関窓口のカードリーダー等からご自身で登録する必要があります。

Q5 マイナンバーの提出は必要ですか？

A5 マイナンバーのご提出がないと、マイナ保険証の登録だけでなく、資格確認書の発行が大幅に遅くなり、健康保険の利用できる時期が遅くなる場合があります。速やかなマイナンバーのご提出をお願いいたします。

Q6 資格確認書は依頼しなくても届きますか？

A6 マイナンバーカードを持っていない、持っても健康保険証利用登録をしていないなどでマイナ保険証を利用できない方はパナソニック健康保険組合で職権交付されます。※職権交付には約2か月かかります。そのほか資格確認書は被保険者本人からの申請でも発行が可能です。

※申請書を提出しても、パナソニック健康保険組合にて申請理由に該当すると認められない場合は発行されません

Q7 健康保険の扶養申請している家族はいつからマイナ保険証を利用できますか？

A7 ご家族の方が健康保険を利用するためには、パナソニック健康保険組合の審査・認定が必要です。パナソニック健康保険組合での被扶養者の認定後、1週間程度でマイナンバーカードに健康保険の資格情報が連携されます。その後、マイナ保険証を利用することができます。認定の通知は当社よりご連絡させていただきますので、通知受領後は資格情報のご確認をお願いいたします。
※扶養控除申告(扶養控除申告システム)は税金上の手続きとなります。健康保険の扶養は別途申請が必要です

Q8 医療機関の窓口等で資格情報が無効と言われました。どうしたらいいでしょうか？

A8 パナソニック健康保険組合での資格情報の登録状況により、医療機関で資格情報が確認できない場合があります。医療機関窓口にて「被保険者資格申立書※」を提出いただくか、医療費を一旦全額自己負担する等、医療機関にご相談ください。

※被保険者資格申立書

有効なマイナ保険証が発行されているにもかかわらず、資格確認ができない場合、医療機関に提出することにより本来の自己負担額での保険診療を行うことができる申立書です